



## 産婦健康診査のご案内



四日市市では、産後うつの予防など、出産後のお母さんの体調や授乳・育児の状況を確認するために、産婦健康診査を実施しています。

対 象 者：健診日当日、四日市市に住民登録のある方（出産後8週間以内のかた）

費 用：無 料（定められた項目以外の検査が必要となった場合、別途自己負担が生じることがあります。）

時 期：産後2回まで  
1回目：産後2週間前後の時期      2回目：産後1カ月前後の時期



受 診 場 所：**三重県内の実施医療機関等**  
（四日市市産婦健康診査実施医療機関名簿を参照してください）  
※受診日時については、事前に各医療機関へお尋ねください。

持 ち 物：四日市市産婦健康診査受診票、母子健康手帳、マイナンバーカード  
（受診票がお手元がない場合は、こども家庭センター母子保健第1係へご連絡ください）

受 診 方 法：事前に「四日市市産婦健康診査受診票」の太枠内及び右側の質問票にご記入の上で、実施医療機関の窓口にご提出ください。

内 容：問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック  
※産後2週間の健康診査は、医師の判断により実施されないことがあります。  
※お子さんの健診料金は含みません。

### 【県外で四日市市産婦健康診査と同等の健診を受診されるかたへ】

以下の条件にすべて該当する場合に、健診費用を助成します。

- ① 四日市市産婦健康診査と同等の健康診査であること。
- ② すべての健康診査の結果および医師の署名、押印のある受診票、領収書・明細書原本、四日市市県外医療機関等受診費用補助金申請書兼請求書（産婦健康診査用）を、  
受診日から30日以内にこども家庭センター母子保健第1係へ提出可能であること。

※詳細については、こども家庭センター母子保健第1係までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

四日市市役所 こども未来部 こども家庭センター 母子保健第1係

電話：059-354-8187

